

【問題 1】 次の文が一般的に正しければ○，誤りなら×で答えよ。(2×30)

- 1 【×】 25 美術館が、絵画の贋作を展示する行為は、たとえ美術館が贋作と知らなかったとしても、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。45%<展示権とは>
- 2 【○】 2 海賊版であることを知らずに映画の DVD を仕入れた小売業者は、その DVD が海賊版であることを知った後は、当該映画の著作権者の許諾なしにその DVD を販売することができない。90%<善意と悪意>
- 3 【×】 7 甲が作曲した楽曲 A を、乙が編曲した場合、その編曲に関する著作権及び著作者人格権は甲が有し、乙は何ら権利を有しない。85%<著作物とは>
- 4 【×】 8 甲社の従業員乙が、上司の指示を受けて甲社の営業秘密に関する文書 A を作成した。A に甲社の名称も乙の氏名も付されていない場合、A の著作権及び著作者人格権は、乙が有する。45%<職務著作で公表するとしたら誰の名義>
- 5 【○】 投稿された俳句を俳句雑誌に掲載するにあたり、選者が必要と判断したときに添削をすることは、著作者人格権を侵害しない。50%<慣習が優先>・・
- 6 【○】 121 作曲家甲は、その音楽の著作物について、著作権のすべてを乙に譲渡した場合、甲自身が公開のステージで聴衆を前にしてその音楽の著作物を演奏することに対して、乙から差止請求を受ける場合がある。80%<権利者はだれ>・
- 7 【○】 17 短編小説が、作家の筆名を付して出版された。その作家の実名が周知になったとしても、その実名を付して当該小説を雑誌に掲載する行為は、氏名表示権の侵害となる。80%<氏名表示権の権利とは>・
- 8 【×】 125 甲は、購入した音楽 CD に格納されていたのと同じ楽曲を、自分で演奏し、その演奏を録音した。甲による録音は、CD から直接に複製していないため、私的使用のための複製には該当しない。35%<複製の定義は>
- 9 【×】 23 美術館が、正面ゲートの前に、所有する正当に購入した大理石の彫刻を設置する場合、当該彫刻の著作権者の許諾を得る必要はない。35%<展示権とは何>
- 10 【○】 28 株式会社の社長が社長室長に命じて、株主総会における社長の挨拶原稿を執筆させた場合、社長室長は同一性保持権を有しない。45%<職務著作の要件は>
- 11 【×】 31 甲が執筆した詩を、乙が朗読会で朗詠した。その朗読会が非営利かつ無料で開催され、乙も報酬を得ていない場合には、丙がこれを録画し、DVD として販売しても、甲の著作権及び乙の著作隣接権を侵害しない。65%<甲及び乙の権利はどこまで及ぶ>
- 12 【○】 33 甲が作詞及び作曲した歌を、歌手乙が歌唱している。丙が、テレビ番組で、乙の歌い方そっくりにこの歌を歌う場合、甲の著作権は侵害するが、乙の著作隣接権は侵害しない。55%<乙の権利は歌唱した歌そのもの>

- 13 【×】 41 大学教員が、担当する講義において学生に配布するために、他人の未公表の論文を複製する行為は、講義で使用する必要があり、それに必要な範囲に限られているのであれば、複製権の侵害とはならない。50%<授業での利用の条件は>35条
- 14 【○】 45 購入者から買い取った中古の音楽CDを販売する行為は、その音楽の著作権者が、CDの中古販売をしないことを条件にその販売を許諾し、CDのパッケージにも中古販売を禁止する旨の文言が明記されている場合であっても、譲渡権の侵害とはならない。50%<法律が優先>消尽26条の2②1
- 15 【×】 46 建物の外壁に描かれた絵画を、絵はがきにして販売するために、写真に撮って印刷する行為は、その絵画の複製権の侵害とはならない。60%<複製の定義は>2条①15
- 16 【○】 51 聴衆が、自分で視聴するために、コンサートをビデオカメラで撮影することは、歌手の著作隣接権を侵害しない。45%<私的利用の複製>
- 17 【×】 55 歌手は、その歌唱によって著名となった曲を、他の歌手がカバーする場合には、補償金の支払を請求することができる。45%<歌手は伝達者で曲の権利はない>
- 18 【○】 62 研究者甲が、教科書を執筆する過程で、同じ研究室に所属する研究者乙から、その教科書の原稿の誤りを指摘され修正しても、その教科書は、甲及び乙の共同著作物とはならない。100%<共同著作物とは>
- 19 【○】 65 銅像の台座部分に自己の署名を施した者は、その銅像の著作者であると推定される。60%<一般人が見ると>14条：ジョン万次郎
- 20 【○】 74 絵の鑑定書の中に、鑑定対象を特定するためにその絵の写真を載せても、複製権の侵害とはならない。95%<引用として必要>
- 21 【×】 82 オペラの上演において、オペラ歌手の歌う場面を無断で写真撮影する行為は、そのオペラ歌手の著作隣接権侵害になる。35%<著作隣接権はオペラであり歌手ではない>
- 22 【×】 83 ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギタリストは当該演奏について公表権を有する。20%<実演家に公表権はなし>
- 23 【○】 86 インターネット・オークションで、自己の所有する版画を販売するために、その版画の著作権者の許諾を得ることなく、デジタルカメラでその版画を撮影し、オークション・サイトに掲載する行為は、著作権侵害とならない。75%<視覚的でないと価値がわからない>
- 24 【○】 90 プログラムの著作物の違法複製物を、違法複製物であることを知らずに無償で譲り受けて企業内で使用する行為は、著作権侵害とならない。55%<善意と悪意>
- 25 【○】 104 共同著作物である既発表の小説を外国語に翻訳する際に、共同著作者の一人は、正当な理由があれば、その翻訳に対する合意の成立を妨げることができる。70%<共同著作物の権利行使>

26 【×】 112 映画のための脚本を執筆した脚本家は、当該映画の著作物の著作者である。
65%＜映画の著作者は＞16 条

27 【○】 110 映画のために作曲された映画音楽の著作権は、当該映画の著作物の著作権存続期間の満了と同時に消滅しない。75%＜映画音楽も独立した音楽＞

28 【×】 148 ゲームソフトのメーカー甲社が、独立のデザイナーである乙に委託して、ゲームソフトの登場人物の原画を描いてもらった場合、当該委託契約において、著作権のみならず著作者人格権も譲渡の目的として特掲すれば、甲社は、当該原画に関する著作者人格権を譲り受けることができる。60%＜人格権は譲渡不可＞

29 【×】 129 甲は、購入した音楽CDをCD-Rに複製した後、当該音楽CDを中古音楽CD販売業者に売り渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当するが、その後、音楽CDを他者に販売しているため、私的使用の目的外使用となり、複製権の侵害が成立する。55%＜消尽＞26 条の 2②1

30 【○】 102 アイドル歌手が作った詩に、高名な作曲家が曲を付けて一曲の歌謡曲を完成させた場合、当該歌謡曲は共同著作物ではない。60%＜カラオケは曲だけ＞

【問題 2】 次の文の空欄に適切な用語で埋めよ。(4×5)

- 1 会社の【①発意】に基づきその会社の業務に従事する者が【②職務上】作成する著作物で、その会社が会社の名義で公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則などに【③別段の定め】がない場合、【④法人】が著作者となる。15 条
- 2 共同著作物とは、二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の【⑤寄与】を分離して【⑥個別的】に利用することができないものをいう。2 条①12
- 3 著作者人格権として、【⑦公表権】【⑧氏名表示権】【⑨同一性保持権】があり、この権利は、【⑩一身専属】で相続の対象とならない。しかし、名誉・声望を害する行為には遺族が提訴できる。18, 19, 20 条 59 条
- 4 観音像仏頭部挿げ替え事件において、知財高裁は、仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に【⑪原状回復】する措置や【⑫謝罪広告】を掲載する措置、【⑬公衆の閲覧】に供することの差止めについては、いずれも、名誉、声望を回復するための適当な措置等とはいえないとして、元の作者の名誉、声望を維持するためには、【⑭事実経緯】を広告文の内容として摘示、告知すれば足りると判断した。＜光源寺＞
- 5 大学の文化祭や市民グループの発表会などでの音楽演奏は、【⑮営利】を目的とせず、聴衆・観衆から【⑯料金等】を受けず、出演者等に【⑰報酬】が支払われない場合には、【⑱著作権者】に断りなく音楽の著作物を利用できる。＜38 条＞

【参考語群】 発意 職務上 別段の定め 法人 寄与 個別的 公表権
氏名表示権 同一性保持権 原状回復 謝罪広告 事実経緯 営利

料金等 報酬 著作権者 複製権 頒布権 著作者 禁止権 従業員 公衆の閲覧

【問題3】 次の問に答えよ。(20)

会社甲が、自社の新人採用に使用する入社案内の作成をパンフレット専門会社乙に依頼する場合、次年度以降、会社甲が自社の社員だけでその納品された会社案内を次年度用として更新する予定であれば、著作権法上乙とのトラブルを避けるために必要となる対応を理由とともに説明せよ。

【解説】 無断での変更は、同一性保持権の侵害となるから、契約書において、納品された入社案内の著作権を甲に譲渡する旨と共に、乙が同一性保持権を行使しない旨、又は甲による変更を認める旨を明記する。

※参考：

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変